

第5回委員会水需要管理WG(2002.9.10開催)結果概要

庶務発信

開催日時：2002年9月10日(火) 17:00～20:00

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室D

参加者数：

委 員：今本委員(リーダー)、荻野委員、寺川委員、川上委員、寺田委員、宗宮委員

河川管理者：近畿地方整備局 河川部 河川調整課 専門官 北野氏、水政課 上原氏、
河川計画課 課長補佐 佐中氏

淀川工事事務所 所長 宮本氏、調査課 課長 平松氏

淀川ダム統合管理所 所長 榎村氏、広域水管理課 課長 山岡氏

水資源開発公団 関西支社 副支社長 古川氏、管理部 河野氏

1 検討内容および決定事項

水需要管理WG中間とりまとめについて

- ・ 本日の議論をもとに、今本リーダーが、WGとりまとめ骨子としてまとめ、メーリングリストでメンバーに確認のうえ、第14回委員会にて報告を行う。

とりまとめに関する主な意見

- 2 主な意見交換(次ページ)を参照。

委員および河川管理者による情報提供

- 1) 寺川委員より、資料2『「阪神水道」と4市(神戸・尼崎・西宮・芦屋)の水余り』について、説明が行われた。
- 2) 河川管理者より、「河川整備計画における水質関係について」(資料番号なし)について説明が行われた。

次回のWGについて

- ・ 第6回水需要管理WGは、9月30日(月)17:00～行う。
- ・ 今回寺川委員から提出された資料2について、阪神水道企業団側から内容に対して反論があるかどうかを庶務からうかがい、必要ならばこのWGで反論できる機会を設ける。
- ・ 現実の節水対策等に詳しい福岡市の方等に庶務から都合をお伺いし、可能であれば、次回WGで節水に関するお話を聞かせいただく。

2 主な意見交換

1) WG中間とりまとめについて

- ・ 水需要WGとしての中間とりまとめを作成するにあたっては、農水管理の議論(水利権問題)、環境用水の議論(攪乱を人工的に起こすための環境用水は可能か)、現在の淀川の流量をどう評価するか、水の安定供給をどう考えるか、についての議論がまだ足りないと思われる。(リーダー)
- ・ 節水については、水の安定供給の中で取り扱う。ただし、細かい節水の方法論については触れない。(リーダー)

2) 水需要管理の理念・必要性・方向性

<理念の転換等について>

- ・ 河川法の改正前は「(人の)生活環境が中心」だったが、河川法改正後は「自然環境中心」となった。同じ環境でも、捉え方が変化したことは重要である。そういった意味では現状の淀川の流量については、「人がどこまで使えるか」ではなく「生態系の保全・再生のために十分な水量かどうか」という視点から捉えるべき。(委員)
- ・ 現在の利水安全度を前提に、流し方に工夫をして自然環境の配慮するのはコンセンサスを得ているのでは。問題は、利水安全度を落としてまでさらなる自然環境の保全・再生をするのかどうかではないか。(河川管理者)
 - 現状の利水安全度を前提に議論すべきではない。(委員)
 - 利水の安全度を落としても自然に水を返すべき。それで利便性を損なわないように日常からの無理のない節水や水融通等の需要抑制を行うべき。(委員)
- ・ 河川からの取水の限界を認識し、枠内で調整を行うことが、本来の水需要管理である。水需要予測が正しかろうが、間違っていようが、これ以上淀川の水を使えないなら、使えないというのが水需要管理ではないか。(河川管理者)
- ・ 省資源・省エネルギーは21世紀の潮流であり、水だけがふんだんに使えるものではない、と言うコンセンサスを得る必要がある。(委員)
- ・ 単に、節水を呼びかけるだけでは何も変わらない。「今無理をして水を使っているのか」「まだ水量に余裕があるのか」を腹をくくって示して欲しい。(河川管理者)

【参考：水需要管理の理念フロー】

今の淀川の流量は、自然環境の保全・再生のためには不十分

自然環境(生態系)のために自然の変動に近い流量を確保

(今の需要を前提とした)利水安全度が低下

(利便性を損なわないためには)無理のない節水、水融通、再利用等が必要

需要抑制を誘導

水需要管理型社会の実現

<環境用水、攪乱発生>

- ・「環境用水」には、通常の河川維持用水と、生態系保護のために攪乱(人工洪水)を生じさせるための水の2通りの意味がある。
- ・下流で攪乱を生じさせるために、中小洪水を放流すると、やはりダムはすぐに空になるのか。

流し方にもよる。高水敷まで水が浸かるようにするわけにはいかないが、土砂を転がすことを目的に洪水を起こす程度なら、可能かと思われる(河川管理者)

- ・年間を通じた放流量は変えずに、流し方に工夫をこらす。さらに生態系にとって重要なポイントで高水敷の切りり下げなど河川形状の工夫を加えてはどうか。(委員)

どこまで水を流せばよいか、答えを出すのは難しい。自然流況がベストであるなら、順応的に管理していくしかない。最終提言ではその方向性を示せばよいのではないか。(河川管理者、委員)

下流の治水や利水に安全な範囲でなら可能かも知れない。(河川管理者)

しかし、その程度の対応で、環境派の人が納得するだろうか。(委員)

- ・水を溜めてある時期に一気に流す人工洪水は、人による自然のコントロールであり、理念に逆行するのではありません。本来の自然に近い流量変化を起こすには、これ以下の流量では水を貯めないという貯留制限が必要ではないか。(河川管理者)
- ・ダムや瀬田川洗堰の水位操作規則の中に、生態系のための規則に関する項目を新たに設け、シミュレーションを行い、試行等により、様子を見て放流量を調整していく順応的管理が必要である。(委員)
- ・このような検討を行うには、淀川にどういう生態系が望ましいのかといった環境の目標が必要だが、誰もすぐには具体的に示せない。(委員)
- ・環境については、昭和30年ごろを一つの目標にするなら可能である。(委員)
- ・環境用水には、本川の環境用水と農水を含めた地域用水としての環境用水がある。両者を整理する必要がある。(委員)
- ・新規利水の需要があっても新しい開発を一度止めてどうするか考えることが必要。(委員)
- ・水利権調整はバーチャルかもしれないが、説明責任、コンセンサスの醸成には必要。(委員)

<その他>

- ・今まで水資源開発に負担金を出した人たちを理解を得る必要がある。(委員)
もし、ダム建設を中止した場合、法律上、直轄のダムについては負担金を利水者に返す必要があるが、水公団のダムの場合はその規定がない。(河川管理者)

3 情報提供

< 寺川委員からの情報提供 >

寺川委員より、水需要管理に関する情報提供として、資料 2-1「阪神水道と 4 市(神戸・尼崎・西宮・芦屋)の水余りについて」の説明が行われた。

[要旨]

- ・ 阪神水道企業団は、琵琶湖総合開発・日吉ダムによる水利権獲得により、大幅な水余り状態にある。
- ・ 阪神水道から受水している 4 市(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)も、それぞれ水余り状態にあり、且つ、将来的にも、阪神水道に新たな給水枠を求めなくても、各市の現供給能力で既に十分な余裕がある。
- ・ 従って阪神水道や 4 市が新たな水資源開発を行う必要は全くなく、阪神水道が「余野川ダム」「丹生ダム」に、また西宮市が「川上ダム」に参画していることは不合理と言わざるを得ない。

< 河川管理者からの情報提供 >

河川管理者(近畿地方整備局)より、「河川整備計画における水質関係について」(資料番号なし)の説明が行われた。

[要旨]

- ・ 淀川水系における水質事故の発生状況は、平成 13 年で 37 件である、そのほとんどは油の流出である。原因の多様化、同時多発的に発生することも多く、対策には苦慮している。
- ・ 淀川水系内の水質自動監視装置は、近畿地方整備局により 18 ヲ所、水資源開発公団により 17 ヲ所設置され、水温、pH、濁度、電導率、DOなどを測定している。監視計の精度や安定性の問題、常時監視のための人員確保等の課題が残されており、現状では、水質の傾向を読み取ることで対策に利用している。

以上

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。

最新の結果概要については、ホームページでご確認ください。